

法律リスト：提案制度

	法律名	該当法令番号	最終改正年月日
あ 行	<a href="#">エコツーリズム推進法</a>	平成十九年六月二十七日法律第百五号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号
か 行	<a href="#">観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律</a>	平成二十年五月二十三日法律第三十九号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号
	<a href="#">環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律</a>	平成十五年七月二十五日法律第百三十号	平成二三年六月一五日法律第六七号
	<a href="#">景観法</a>	平成十六年六月十八日法律第百十号	平成二三年一二月一四日法律第一二四号
	<a href="#">広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律</a>	平成十九年五月十八日法律第五十二号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号
	<a href="#">構造改革特別区域法</a>	平成十四年十二月十八日法律第百八十九号	平成二三年一二月一四日法律第一二二二号
	<a href="#">高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</a>	平成十八年六月二十一日法律第九十一号	平成二三年一二月一四日法律第一二二二号
さ 行	<a href="#">森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法</a>	平成二十年五月十六日法律第三十二号	
	<a href="#">総合特別区域法</a>	平成二十三年六月二十九日法律第八十一号	平成二三年一二月一四日法律第一二二二号
た 行	<a href="#">地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</a>	平成十九年五月二十五日法律第五十九号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号
	<a href="#">地域再生法</a>	平成十七年四月一日法律第二十四号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号
	<a href="#">地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律</a>	平成二十二年十二月十日法律第七十二号	平成二三年一二月一四日法律第一二二二号
	<a href="#">地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律</a>	平成二十年五月二十三日法律第四十号	平成二三年一二月一四日法律第一二二二号
	<a href="#">地理空間情報活用推進基本法</a>	平成十九年五月三十日法律第六十三号	
	<a href="#">都市計画法</a>	昭和四十三年六月十五日法律第百号	平成二三年一二月一四日法律第一二四号
	<a href="#">都市再生特別措置法</a>	平成十四年四月五日法律第二十二号	平成二三年一二月一四日法律第一二二二号
	<a href="#">都市鉄道等利便増進法</a>	平成十七年五月六日法律第四十一号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号
な 行	<a href="#">農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律</a>	平成十九年五月十六日法律第四十八号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号
は 行	<a href="#">東日本大震災復興特別区域法</a>	平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号	平成二三年一二月一六日法律第一二五号
ま 行	<a href="#">民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</a>	平成十一年七月三十日法律第百十七号	平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

## 各法律の該当条文箇所

### 総合特別区域法

(平成二十三年六月二十九日法律第八十一号)

最終改正年月日:平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

(国際戦略総合特別区域の指定)

#### 第八条

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての◆提案◆をすることができる。

一 当該◆提案◆に係る区域において特定国際戦略事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該◆提案◆に係る区域における特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の◆提案◆を受けた地方公共団体は、当該◆提案◆に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かななければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

(新たな規制の特例措置等に関する◆提案◆)

## 第十条

指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する◆提案◆（以下この条において単に「◆提案◆」という。）をすることができる。

2 国際戦略総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について◆提案◆をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき◆提案◆をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該◆提案◆をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該◆提案◆を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該◆提案◆を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該◆提案◆をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該◆提案◆について当該協議会における協議をしなければならない。

（国際戦略総合特別区域計画の認定）

## 第十二条

指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第九条第二項第一号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定国際戦略事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定国際戦略事業に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 国際戦略総合特別区域の名称

二 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

4 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かななければならない。

5 特定国際戦略事業を実施しようとする者は、当該特定国際戦略事業を実施しようとする国際戦略総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業をその内容に含む国際戦略総合特別区域計画の作成についての◆提案◆をすることができる。

6 前項の指定地方公共団体は、同項の◆提案◆を踏まえた国際戦略総合特別区域計画を作成する必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会が組織されているときは、当該国際戦略総合特別区域計画に定める事項について当該国際戦略総合特別区域協議会における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の◆提案◆を踏まえた国際戦略総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該◆提案◆の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、国際戦略総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に適合するものであること。

二 当該国際戦略総合特別区域計画の実施が当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第十四条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業に関する事項について、当該特定国際戦略事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

#### （地域活性化総合特別区域の指定）

#### 第三十一条

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての◆提案◆をすることができる。

一 当該◆提案◆に係る区域において特定地域活性化事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該◆提案◆に係る区域における特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の◆提案◆を受けた地方公共団体は、当該◆提案◆に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこ

ととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かななければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

#### （新たな規制の特例措置等に関する◆提案◆）

#### 第三十三条

指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の地域活性化総合特別区域における地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する◆提案◆（以下この条において単に「◆提案◆」という。）をすることができる。

2 地域活性化総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について◆提案◆をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき◆提案◆をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該◆提案◆をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該◆提案◆を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該◆提案◆を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該◆提案◆をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該◆提案◆について当該協議会における協議をしなければならない。

### 第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等

#### （地域活性化総合特別区域計画の認定）

#### 第三十五条

指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域

活性化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第三十二条第二項第一号の目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定地域活性化事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定地域活性化事業に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域活性化総合特別区域の名称

二 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項

4 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、当該特定地域活性化事業を実施しようとする地域活性化総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業をその内容に含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての◆提案◆をすることができる。

6 前項の指定地方公共団体は、同項の◆提案◆を踏まえた地域活性化総合特別区域計画を作成する必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会が組織されているときは、当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の◆提案◆を踏まえた地域活性化総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該◆提案◆の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域活性化総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に適合するものであること。

二 当該地域活性化総合特別区域計画の実施が当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第三十七条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業に関する事項について、当該特定地域活性化事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

## 東日本大震災復興特別区域法

(平成二十三年十二月十四日法律第二百二十二号)

最終改正年月日:平成二十三年一月一六日法律第一二五号

### 第三章 復興推進計画に係る特別の措置

#### 第一節 復興推進計画の認定等

(復興推進計画の認定)

#### 第四条

その全部又は一部の区域が東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域(政令で定めるものを除く。)又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの(以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域」という。)である地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)は、単独で又は共同して、復興特別区域基本方針に即して、当該特定地方公共団体に係る特定被災区域内の区域について、内閣府令で定めるところにより、復興推進事業の実施又はその実施の促進その他の復興に向けた取組による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進(以下この節において「復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進」という。)を図るための計画(以下「復興推進計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 復興推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 復興推進計画の区域

二 復興推進計画の目標

三 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

四 第一号の区域内において次に掲げる区域を定める場合にあっては、当該区域

イ 第二号の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域(以下「復興産業集積区域」という。)

ロ 第二号の目標を達成するために居住の安定の確保及び居住者の利便の増進の取組を推進すべき区域(以下「復興居住区域」という。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、第二号の目標を達成するために社会福祉、環境の保全その他の分野における地域の課題の解決を図る取組を推進すべき区域(第十五条第一項及び第十六条第一項において「復興特定区域」という。)

五 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

六 前号に規定する復興推進事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容

七 前各号に掲げるもののほか、第五号に規定する復興推進事業に関する事項その他復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

3 特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び前項第五号に規定する実施主体(以下この章において単に「実施主体」という。)の意見を聴かなければならない。

4 次に掲げる者は、特定地方公共団体に対して、第一項の規定による申請(以下この節において単に「申請」という。)をすることについての◆提案◆をすることができる。

一 当該◆提案◆に係る区域において復興推進事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該◆提案◆に係る区域における復興推進事業の実施に関し密接な関係を有する者

5 前項の◆提案◆を受けた特定地方公共団体は、当該◆提案◆に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

6 特定地方公共団体は、復興推進計画を作成しようとする場合において、第十三条第一項の復興推進協議会(以下この項、第十一条第一項及び第十二条第四項第二号において「地域協議会」という。)が組

織されているときは、当該復興推進計画に定める事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 第三項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要
- 二 第四項の◆提案◆を踏まえた申請をする場合にあっては、当該◆提案◆の概要
- 三 前項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

8 特定地方公共団体は、申請に当たっては、当該申請に係る復興推進計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該特定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

9 内閣総理大臣は、申請があった復興推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 復興特別区域基本方針に適合するものであること。
- 二 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該復興推進計画の区域の活力の再生に寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第六条までにおいて単に「認定」という。）をしようとするときは、復興推進計画に定められた復興推進事業に関する事項について、当該復興推進事業に係る関係行政機関の長（以下この章において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

11 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（新たな規制の特例措置等に関する◆提案◆及び復興特別意見書の提出）

#### 第十一条

申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び第八項並びに次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の申請に係る復興推進計画の区域における復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する◆提案◆（以下この条において単に「◆提案◆」という。）をすることができる。

2 復興推進計画の区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、認定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について◆提案◆をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた認定地方公共団体等は、当該要請に基づき◆提案◆をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該◆提案◆をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該◆提案◆を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、復興特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、復興特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、関係行政機関の長の意見を聴いて、当該◆提案◆を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該◆提案◆をした認定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、◆提案◆がされた場合において、次条第一項に規定する協議会（当該◆提案◆をした認定地方公共団体等を構成員とするものに限る。）が組織されているときは、第四項の規定により閣議の決定を求め、又は前項の規定により通知する前に、当該◆提案◆について当該協議会における協議



をしなければならない。

8 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等の整備その他の申請に係る復興推進計画の区域における復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関する措置について、国会に対して意見書（次項において「復興特別意見書」という。）を提出することができる。

9 国会は、復興特別意見書の提出を受けた場合において、当該復興特別意見書に係る措置の円滑かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。

[●リストへ戻る](#)

## 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

（平成二十二年十二月十日法律第七十二号）

最終改正年月日：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

（地域連携保全活動計画の作成等）

### 第四条

市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成することができる。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域連携保全活動計画の区域

二 地域連携保全活動計画の目標

三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五 計画期間

3 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

4 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容に含む地域連携保全活動計画の案の作成についての◆提案◆をすることができる。

5 前項の◆提案◆を受けた市町村は、当該◆提案◆を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該◆提案◆をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。

6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（第六条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

二 自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は同法第二十八条第一項の届出を要する行為

三 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可又は同法第三十九条第一項の届出を要する行為

五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項

に係る部分に限る。)の規定による協議を要する行為

六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの

七 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為が第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

一 自然公園法第二条第三号に規定する国定公園（第六条において「国定公園」という。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの

三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項の届出又は同法第十四条第一項の許可を要する行為

四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十四条第四項の規定による通知又は同条第八項後段の規定による協議を要する行為

八 前項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。

九 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、次条第一項の地域連携保全活動協議会が組織されているときは、当該地域連携保全活動計画に記載する事項について当該地域連携保全活動協議会における協議をしなければならない。

10 生物多様性基本法第十三条第一項の生物多様性地域戦略を定めている市町村は、地域連携保全活動計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。

11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲げる事項に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林における森林の施業が含まれるときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。

12 市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、当該地域連携保全活動計画を公表するよう努めなければならない。

13 第三項から前項までの規定は、地域連携保全活動計画の変更について準用する。

[●リストへ戻る](#)

## 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

（平成二十年五月十六日法律第三十二号）

（特定間伐等促進計画）

### 第四条

その区域の全部又は一部が前条第二項第二号の基準に適合する区域内にある市町村は、基本方針に即するとともに、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合して、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成することができる。

二 特定間伐等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定間伐等促進計画の区域

二 特定間伐等促進計画の目標

三 第一号の区域において実施する特定間伐等に係る次に掲げる事項

イ 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐樹種、間伐林齢、間伐立木材積及び間伐方法その他間伐に関する事項

ロ 造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項

ハ イの間伐又はロの造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

3 特定間伐等促進計画に市町村以外の者が実施する特定間伐等に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該市町村以外の者の同意を得なければならない。

4 市町村以外のものであって特定間伐等を実施しようとするものは、市町村に対し、当該特定間伐等に係る事項をその内容に含む特定間伐等促進計画の案の作成についての◆提案◆をすることができる。

5 前項の市町村は、同項の◆提案◆を踏まえた特定間伐等促進計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。

6 市町村は、特定間伐等促進計画を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

7 市町村は、特定間伐等促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該特定間伐等促進計画の写しを送付しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、特定間伐等促進計画の変更について準用する。

[●リストへ戻る](#)

## 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

(平成二十年五月二十三日法律第三十九号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(観光圏整備計画の作成等の◆提案◆)

### 第六条

次に掲げる者は、市町村又は都道府県に対して、観光圏整備計画の作成又は変更をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該◆提案◆に係る観光圏整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 前条第二項第二号に掲げる者その他観光圏整備事業を実施しようとする者

二 住民その他の観光圏整備事業に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による◆提案◆を受けた市町村又は都道府県は、当該◆提案◆に基づき観光圏整備計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、観光圏整備計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(認定観光圏整備事業者による◆提案◆等)

### 第十八条

認定観光圏整備事業者は、観光庁長官に対し、認定観光圏整備実施計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定観光圏整備実施計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する施策の改善についての◆提案◆をすることができる。

2 観光庁長官は、前項の◆提案◆について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定観光圏整備事業者に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 観光庁長官は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 観光庁長官は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに観光分野における地域間の競争の促進に資するため、観光旅客の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

[●リストへ戻る](#)

## 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

(平成二十年五月二十三日法律第四十号)  
最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

(歴史的風致形成建造物の指定の◆提案◆)

#### 第十三条

認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを◆提案◆することができる。この場合において、当該建造物に当該◆提案◆に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 支援法人は、認定計画期間内に限り、認定重点区域内の建造物が前条第一項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員）の同意を得て、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを◆提案◆することができる。

3 市町村長は、前二項の規定による◆提案◆が行われた場合において、当該◆提案◆に係る建造物について前条第一項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(指定の通知等)

#### 第十四条

市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあつては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつてはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による◆提案◆に基づくものである場合にあつてはその◆提案◆をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。）に通知しなければならない。

2 市町村は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

[●リストへ戻る](#)

### 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

(平成十九年五月十六日法律第四十八号)  
最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(活性化計画の作成等)

#### 第五条

都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成することができる。

2 活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 活性化計画の区域

二 前号の区域において定住等及び地域間交流を促進するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業

ロ 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業

ハ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業

ニ その他農林水産省令で定める事業

- 三 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項
- 四 計画期間
- 3 活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
  - 一 活性化計画の目標
  - 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項
  - 三 その他農林水産省令で定める事項
  - 4 第二項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該活性化計画を作成する都道府県又は市町村が実施する事業又は事務（以下「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業者の組織する団体若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに準ずる者として農林水産省令で定めるもの（都道府県が作成する活性化計画にあつては、当該都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村以外の市町村を含む。以下「農林漁業団体等」という。）が実施する事業等（活性化計画を作成する都道府県又は市町村が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。
  - 5 前項の規定により活性化計画に農林漁業団体等が実施する事業等に係る事項を記載しようとする都道府県又は市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。
  - 6 定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該事業等を実施しようとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該事業等をその内容に含む活性化計画の案の作成についての◆提案◆をすることができる。
  - 7 前項の都道府県又は市町村は、同項の◆提案◆を踏まえた活性化計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該◆提案◆をした農林漁業団体等に通知しなければならない。
  - 8 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、当該活性化計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（同項第二号に掲げる事業により整備される施設（以下「活性化施設」という。）の整備を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するために必要な農林地についての所有権の移転等を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載することができる。
    - 一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針
    - 二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法
    - 三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法
    - 四 その他農林水産省令で定める事項
  - 9 前項の規定により活性化計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとする市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成する市町村を除く。）は、当該事項のうち同項第二号及び第三号に掲げる事項については、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
  - 10 活性化計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
  - 11 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県にあつては関係市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）にあつては都道府県に、当該活性化計画の写しを送付しなければならない。
  - 12 第五項から第七項まで、第九項及び前項の規定は、活性化計画の変更について準用する。

[●リストへ戻る](#)

## 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律

(平成十九年五月十八日法律第五十二号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(認定事業者による都市計画の決定等の◆提案◆)

### 第十六条

認定事業者は、都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村）（次条において「都市計画決定権者」と総称する。）に対し、当該認定事業の施行の効果を一層高めるために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、当該◆提案◆に係る都市計画の素案を添えなければならない。

- 一 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画に関する都市計画
- 二 土地区画整理法による土地区画整理事業に関する都市計画
- 三 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画
- 四 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設で政令で定めるものに関する都市計画
- 五 その他政令で定める都市計画

2 前項の規定による◆提案◆（以下「計画◆提案◆」という。）は、当該認定事業に係る土地の全部又は一部を含む一団の土地の区域について、次に掲げるところに従って、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容が、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この条において同じ。）の区域内の土地について所有権又は借地権（建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を有する者の三分の二以上の同意を得ており、かつ、同意をした者が所有するその区域内の土地の地積と同意をした者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上であること。

3 前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当該土地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意をした所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意をした借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該土地について同意をした者の数とみなし、当該土地の地積に同意をした所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意をした借地権を有する者の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積を当該土地について同意をした者が所有する土地の地積又は同意をした者が有する借地権の目的となっている土地の地積とみなす。

(計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定等)

### 第十七条

都市計画決定権者は、計画◆提案◆が行われたときは、遅滞なく、当該計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定又は変更（計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をいう。第三項において同じ。）をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

2 都市計画決定権者は、当該計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定又は変更（計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容の一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をいう。）をしようとする場合において、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画◆提案◆に係る都市計画の素

案を提出しなければならない。

3 都市計画決定権者は、当該計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画◆提案◆をした認定事業者に通知しなければならない。

4 都市計画決定権者は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

（平成十九年五月二十五日法律第五十九号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

（地域公共交通総合連携計画の作成等の◆提案◆）

### 第七条

次に掲げる者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該◆提案◆に係る地域公共交通総合連携計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者

二 地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による◆提案◆を受けた市町村は、当該◆提案◆に基づき地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 地理空間情報活用推進基本法

（平成十九年五月三十日法律第六十三号）

（基本理念）

### 第三条

地理空間情報の活用の推進は、基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報が国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基盤であることにかんがみ、これらの地理空間情報の電磁的方式による正確かつ適切な整備及びその提供、地理情報システム、衛星測位等の技術の利用の推進、人材の育成、国、地方公共団体等の関係機関の連携の強化等必要な体制の整備その他の施策を総合的かつ体系的に行うことを旨として行われなければならない。

2 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理情報システムが衛星測位により得られる地理空間情報を活用する上での基盤的な地図を提供し、衛星測位が地理情報システムで用いられる地理空間情報を安定的に提供するという相互に寄与する関係にあること等にかんがみ、地理情報システムに係る施策、衛星測位に係る施策等が相まって地理空間情報を高度に活用することができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

3 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、衛星測位が正確な位置、時刻、移動の経路等に関する情報の提供を通じて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展の基盤となっている現状にかんがみ、信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を確保することを旨として講ぜられなければならない。

4 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、国及び地方公共団体がその事務又は事業の遂行に当たり積極的に取り組んで実施することにより、効果的かつ効率的な公共施設の管理、防災対策の推進等が図られ、もって国土の利用、整備及び保全の推進並びに国民の生命、身体及び財産の保護に寄与するものでなければならない。

5 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、行政の各分野において必要となる地理空間情報の共用等により、地図作成の重複の是正、施策の総合性、機動性及び透明性の向上等が図られ、もって行政の運営の効率化及びその機能の高度化に寄与するものでなければならない。

6 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様なサービスの提供が実現されることを通じて、国民の利便性の向上に寄与するものでなければならない。

7 地理空間情報の活用の推進に関する施策は、地理空間情報を活用した多様な事業の創出及び健全な発展、事業活動の効率化及び高度化、環境との調和等が図られ、もって経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与するものでなければならない。

8 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、民間事業者による地理空間情報の活用のための技術に関する◆提案◆及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

9 地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## エコツーリズム推進法

(平成十九年六月二十七日法律第百五号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(エコツーリズム推進協議会)

### 第五条

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域のうちエコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、次項に規定する事務を行うため、当該市町村のほか、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者(以下「特定事業者等」という。)並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

一 エコツーリズム推進全体構想を作成すること。

二 エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行うこと。

3 前項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想(以下「全体構想」という。)には、基本方針に即して、おおむね次の事項を定めるものとする。

一 エコツーリズムを推進する地域

二 エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地

三 エコツーリズムの実施の方法

四 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置(当該協議会に係る市町村の長が第八条第一項の特定自然観光資源の指定をしようとするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置を含む。以下同じ。)

五 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担

六 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

4 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告しなければならない。

5 前項の規定は、全体構想の変更又は廃止について準用する。

6 特定事業者等は、市町村に対し、協議会を組織することを◆提案◆することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該◆提案◆に係る協議会が作成すべき全体構想の素案を作成して、こ



れを提示しなければならない。

7 特定事業者等で協議会の構成員でないものは、市町村に対して書面でその意思を表示することによって、自己を当該市町村が組織した協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

9 協議会の構成員は、相協力して、全体構想の実施に努めなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成十八年六月二十一日法律第九十一号)

最終改正年月日:平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

(基本構想の作成等の◆提案◆)

### 第二十七条

次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該◆提案◆に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者

二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による◆提案◆を受けた市町村は、当該◆提案◆に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 地域再生法

(平成十七年四月一日法律第二十四号)

最終改正年月日:平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号

### 第三章 地域再生計画の認定等

(地域再生計画の認定)

#### 第五条

地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域再生計画の区域

二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 地域再生計画の目標

二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府

令で定める事業であって株式会社により行われるものに関する事項

二 地域において高齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって会社により行われるものに関する事項

三 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次に掲げる事業に関する事項

イ 地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業

ロ 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業

ハ 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業

四 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第二十条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

五 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

5 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを◆提案◆することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該◆提案◆に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該◆提案◆に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の地域再生計画に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による◆提案◆を受けた地方公共団体は、当該◆提案◆に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。この場合において、地域再生計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

7 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、第十二条第一項の地域再生協議会が組織されているときは、当該地域再生計画に記載する事項について当該地域再生協議会における協議をしなければならない。

8 前項の規定により地域再生協議会における協議をしたときは、第一項の規定による認定の申請には、当該協議の概要を添付しなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域再生基本方針に適合するものであること。

二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる。

11 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

12 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定地方公共団体への援助等）

## 第十一条

認定地方公共団体は、地域再生本部に対し、認定地域再生計画の実施を通じて得られた知見に基づき、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の地域再生に関する施策の改善についての◆提案◆をすることができる。

2 地域再生本部は、前項の◆提案◆について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該認定地方公共団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、国及び認定地方公共団体は、当該認定地域再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 都市鉄道等利便増進法

(平成十七年五月六日法律第四十一号)

最終改正年月日:平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

(速達性向上事業の実施の要請)

### 第十一条

地方公共団体は、鉄道事業者等（鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法による軌道経営者又は都市鉄道施設の整備に係る事業を行うその他の者をいう。以下同じ。）に対して、速達性向上事業の実施の要請（実施されている速達性向上事業を変更して実施することの要請を含む。）をすることができる。この場合においては、基本方針に即して、当該要請に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による要請を受けた者は、当該要請に基づき第四条第一項、第二項又は第六項の規定による認定の申請をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、これらの規定による認定の申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 交通環境の改善に資する事業を行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらの法人に準ずる団体又は鉄道事業者等は、地方公共団体に対して、第一項の規定による要請をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該◆提案◆に係る速達性向上事業に関する計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

4 前項の規定による◆提案◆を受けた地方公共団体は、必要に応じて、当該◆提案◆を踏まえ、第一項の規定による要請をするものとする。

(交通結節機能高度化構想の◆提案◆)

### 第二十二条

鉄道事業者等、駅周辺施設の整備を行おうとする者、市町村（特別区を含む。）又は交通結節施設の利用に関し利害関係を有する者は、都道府県に対して、交通結節機能高度化構想を作成することを◆提案◆することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該◆提案◆に係る交通結節機能高度化構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による◆提案◆を受けた都道府県は、当該◆提案◆に基づき第十二条第一項の規定による協議をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、同項の規定による協議をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 景観法

(平成十六年六月十八日法律第一百十号)

(住民等による◆提案◆)

#### 第十一条

第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を◆提案◆することができる。この場合においては、当該◆提案◆に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を◆提案◆することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による◆提案◆（以下「計画◆提案◆」という。）は、当該計画◆提案◆に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

(計画◆提案◆に対する景観行政団体の判断等)

#### 第十二条

景観行政団体は、計画◆提案◆が行われたときは、遅滞なく、当該計画◆提案◆を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画◆提案◆を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

#### 第十三条

景観行政団体は、前条の規定により計画◆提案◆を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画◆提案◆に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画◆提案◆に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画◆提案◆を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

#### 第十四条

景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画◆提案◆を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画◆提案◆をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画◆提案◆に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の指定の◆提案◆)

## 第二十条

景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを◆提案◆することができる。この場合において、当該建造物に当該◆提案◆に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを◆提案◆することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による◆提案◆に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

## 第二十一条

景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による◆提案◆に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該◆提案◆に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（景観重要樹木の指定の◆提案◆）

## 第二十九条

景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを◆提案◆することができる。この場合において、当該樹木に当該◆提案◆に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを◆提案◆することができる。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による◆提案◆に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

## 第三十条

景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による◆提案◆に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該◆提案◆に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(平成十五年七月二十五日法律第百三十号)

最終改正年月日:平成二三年六月一五日法律第六七号

(行動計画の作成等の◆提案◆)

### 第八条の三

次に掲げる者は、都道府県又は市町村に対して、行動計画の作成又は変更をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該◆提案◆に係る行動計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 学校教育及び社会教育の関係者

二 国民、民間団体等及び学識経験者で環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し関係を有するもの

2 前項の規定による◆提案◆を受けた都道府県又は市町村は、当該◆提案◆に基づき行動計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表するよう努めるものとする。この場合において、行動計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにするよう努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

### 第二十一条の二

国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、国民、民間団体等その他の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めるものとする。

2 国民、民間団体等は、前項に規定する政策形成に資するよう、国又は地方公共団体に対して、政策に関する◆提案◆をすることができる。

[●リストへ戻る](#)

## 都市再生特別措置法

(平成十四年四月五日法律第二十二号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

### 第二款 都市計画の決定等の◆提案◆

(都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の◆提案◆)

#### 第三十七条

都市再生事業を行おうとする者は、都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）又は第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（以下この節において「都市計画決定権者」と総称する。）に対し、当該都市再生事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、当該◆提案◆に係る都市計画の素案を添えなければならない。

一 第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画

二 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域又は同項第三号の高度利用地区に関する都市計画

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区に関する都市計画

四 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画であってその区域の全部に同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区を定めるものに関する都市計画

五 都市再開発法による市街地再開発事業（以下「市街地再開発事業」という。）に関する都市計画

六 密集市街地整備法による防災街区整備事業（以下「防災街区整備事業」という。）に関する都市計画

- 七 土地区画整理法による土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）に関する都市計画
- 八 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画
- 九 その他政令で定める都市計画

2 前項の規定による◆提案◆（以下「計画◆提案◆」という。）は、当該都市再生事業に係る土地の全部又は一部を含む一団の土地の区域について、次に掲げるところに従って、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容が、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この条において同じ。）の区域内の土地について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下この条において「借地権」という。）を有する者の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていること。

三 当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案に係る事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当するものであるときは、同法第二十七条に規定する公告を行っていること。

3 前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当該土地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該土地について同意した者の数とみなし、当該土地の地積に同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積を当該土地について同意した者が所有する土地の地積又は同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積とみなす。

（計画◆提案◆に対する都市計画決定権者の判断等）

#### 第三十八条

都市計画決定権者は、計画◆提案◆が行われたときは、速やかに、計画◆提案◆を踏まえた都市計画（計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画◆提案◆を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

#### 第三十九条

都市計画決定権者は、計画◆提案◆を踏まえた都市計画（当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合において、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）

#### 第四十条

都市計画決定権者は、計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該計画◆提案◆をした者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画◆提案◆をした者及び当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。）に通知しなければならない。

2 都市計画決定権者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間)

#### 第四十一条

都市計画決定権者は、計画◆提案◆が行われた日から六月以内に、当該計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定若しくは変更又は前条第一項の規定による通知をするものとする。

2 都市計画決定権者は、やむを得ない理由により前項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができないときは、その理由が存続する間、当該処理期間を延長することができる。この場合においては、同項の処理期間中に、当該計画◆提案◆をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

3 計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定又は変更について、都市計画法第十八条第一項又は第三項その他の法令の規定により意見を聴かれ、又は協議を受けた者は、都市計画決定権者が第一項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができるよう、速やかに意見の申出又は協議を行わなければならない。

#### 第三款 都市再生事業に係る認可等の特例

(都市再生事業に係る認可等に関する処理期間)

#### 第四十二条

都市再生事業を行おうとする者が国土交通省令で定めるところにより当該都市再生事業を施行するために必要な次に掲げる認可、認定又は承認（以下この節において「認可等」という。）の申請を行った場合においては、当該認可等に関する処分を行う行政庁は、当該申請を受理した日から三月以内で認可等ごとに政令で定める期間以内において速やかに当該処分を行うものとする。

一 都市再開発法第七条の九第一項、第七条の十六第一項、第十一条第一項から第三項まで、第三十八条第一項、第五十条の二第一項、第五十条の九第一項、第五十一条第一項後段（同法第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項、第二百二十九条の二第一項又は第二百二十九条の五第一項の規定による認可又は認定

二 密集市街地整備法第二百二十二条第一項、第二百二十九条第一項、第三百六十六条第一項から第三項まで、第三百五十七条第一項、第三百六十五条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十九条第一項後段（密集市街地整備法第八十四条において準用する場合を含む。）又は第三百八十八条第一項の規定による認可

三 土地区画整理法第四条第一項前段、第十条第一項前段、第十四条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段、第五十一条の二第一項前段、第五十一条の十第一項前段、第五十二条第一項後段、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項又は第七十一条の三第十四項の規定による認可

四 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の規定による認可又は承認

(計画◆提案◆を行った場合における都市再生事業に係る認可等の申請の特例)

#### 第四十三条

都市再生事業を行おうとする者は、その日以前に都市計画決定権者に計画◆提案◆を行っており、かつ、いまだ当該計画◆提案◆を踏まえた都市計画についての決定若しくは変更の告示又は第四十条第一項の通知（以下「計画◆提案◆を踏まえた都市計画決定告示等」という。）が行われていないときは、国土交通省令で定めるところにより、計画◆提案◆を行っている旨及び当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案を示して認可等の申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請を受けた行政庁は、当該計画◆提案◆を受けた都市計画決定権者に対し、当該申請があったことを通知しなければならない。

3 第一項の規定による申請を受けた行政庁は、当該計画◆提案◆を踏まえた都市計画決定告示等が行われるまでは、当該申請が、法令に基づく認可等の基準のうち当該計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定又は変更が行われた場合において適合することとなる基準（以下「計画◆提案◆関連基準」という。）に適合していないことを理由に、認可等を拒否する処分をしてはならない。

4 第一項の規定により前条第四号に掲げる認可又は承認を申請する場合においては、都市計画法第六十条第一項第二号及び同条第二項第一号中「都市計画事業」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十八条に規定する計画◆提案◆を踏まえた都市計画が定められた場合における都市施設の整備に関する事業



又は市街地開発事業」とする。

(計画◆提案◆を行った場合における認可等に関する処理期間)

#### 第四十四条

前条第一項の規定による申請を受けた行政庁は、当該申請が法令に基づく認可等の基準のうち計画◆提案◆関連基準以外の基準に適合しないことを理由に認可等を拒否する処分を行う場合を除き、第四十二条の規定にかかわらず、当該計画◆提案◆を踏まえた都市計画決定告示等が行われた日から一月を経過する日（その日が当該申請を受理した日から同条に規定する政令で定める期間を経過する日前である場合にあっては、当該政令で定める期間を経過する日）までに速やかに当該認可等に関する処分を行うものとする。

(都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の◆提案◆)

#### 第四十六条の三

第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、当該◆提案◆に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による◆提案◆（以下「都市再生整備計画◆提案◆」という。）に係る都市再生整備計画の素案の内容は、都市再生基本方針（当該都市再生整備計画◆提案◆に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針）に基づくものでなければならない。

(都市再生整備計画◆提案◆に対する市町村の判断等)

#### 第四十六条の四

市町村は、都市再生整備計画◆提案◆が行われたときは、遅滞なく、都市再生整備計画◆提案◆を踏まえた都市再生整備計画（都市再生整備計画◆提案◆に係る都市再生整備計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市再生整備計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(都市再生整備計画◆提案◆を踏まえた都市再生整備計画の作成等をしない場合にとるべき措置)

#### 第四十六条の五

市町村は、都市再生整備計画◆提案◆を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該都市再生整備計画◆提案◆をした都市再生整備推進法人に通知しなければならない。

### 第二款 都市計画の決定等の要請及び◆提案◆

(市町村による都市計画の決定等の要請)

#### 第五十四条

市町村（指定都市を除く。次項において同じ。）は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画法第四条第三項の地域地区に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 市町村は、第四十六条の二第一項の規定により市町村協議会が組織されている場合において、前項の規定による要請（以下「計画要請」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村協議会の意見を聴かななければならない。

3 計画要請に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものでなければならない。

(計画要請に対する都道府県の判断等)

#### 第五十五条

都道府県は、計画要請が行われたときは、遅滞なく、計画要請を踏まえた都市計画（計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画要請を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会への付議)

#### 第五十六条

都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画（当該計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合において、都市計画法第十八条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画要請に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

(計画要請を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置)

#### 第五十七条

都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画要請をした市町村に通知しなければならない。

2 都道府県は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会に当該計画要請に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(都市再生整備推進法人による都市計画の決定等の◆提案◆)

#### 第五十七条の二

第七十四条第三号（ロに係る部分に限る。）又は第五号に掲げる業務として公共施設又は同条第三号ロの国土交通省令で定める施設の整備又は管理を行う第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、これらの施設の整備又は管理を適切に行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更を◆提案◆することができる。この場合においては、当該◆提案◆に係る都市計画の素案を添えなければならない。

- 一 都市計画法第十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる計画に関する都市計画
- 二 次に掲げる都市計画で都市計画法第十五条第一項の規定により市町村が定めることとされているもの

イ 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

ロ その他政令で定める都市計画

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による◆提案◆について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業」とあるのは「公共施設又は第七十四条第三号ロの国土交通省令で定める施設の整備又は管理」と、第四十条第一項中「者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画◆提案◆をした者及び当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。）」とあるのは「都市再生整備推進法人」と読み替えるものとする。

[●リストへ戻る](#)

## 構造改革特別区域法

(平成十四年十二月十八日法律第百八十九号)

最終改正年月日:平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

### 第二章 構造改革特別区域基本方針

#### 第三条

内閣総理大臣は、構造改革特別区域において特定事業を実施し又はその実施を促進することによる経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下単に「構造改革の推進等」という。）に関する基本的な方針（以下「構造改革特別区域基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 構造改革特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 構造改革の推進等の意義及び目標に関する事項
- 二 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 次条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項
- 四 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画
- 五 前各号に掲げるもののほか、構造改革の推進等のために必要な事項その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項

3 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る◆提案◆を募集するものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の◆提案◆について検討を加え新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、構造改革特別区域基本方針を公表しなければならない。

### 第三章 構造改革特別区域計画の認定等

（構造改革特別区域計画の認定）

#### 第四条

地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 構造改革特別区域の範囲
- 二 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日
- 三 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業ごとの規制の特例措置の内容

3 前項各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画を定める場合には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 構造改革特別区域の名称及び特性
- 二 構造改革特別区域計画の意義及び目標
- 三 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

4 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、第二項第二号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聴くとともに、都道府県にあっては関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする構造改革特別区域計画の案の作成についての◆提案◆をすることができる。

6 前項の地方公共団体は、同項の◆提案◆を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。

7 第一項の規定による認定の申請には、第四項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第五項の◆提案◆を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該◆提案◆の概要）を添付しなければならない。

8 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律

及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、構造改革特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。
- 二 当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の規定による認定（次項、第十二項及び次条において「認定」という。）をしようとするときは、第二項第三号に掲げる事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては構造改革特別区域基本方針に即して政令又は主務省令で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

11 認定を受けた構造改革特別区域計画（以下「認定構造改革特別区域計画」という。）に基づき実施主体が実施する特定事業については、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては政令又は主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

12 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

（平成十一年七月三十日法律第百十七号）

最終改正年月日：平成二三年八月三〇日法律第一〇五号

### 第二章 基本方針等

#### 第四条

政府は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。

- 一 民間事業者の◆提案◆による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- 四 公共施設等運営権に関する基本的な事項
- 五 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
- 六 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

- 一 特定事業の選定については、公共施設等の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、事業に要する費用の縮減等資金の効率的な使用、国民に対するサービスの提供における行政のかかわり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにするとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。
- 二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。
- 三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。

- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表するとともに、各省各庁の長に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(実施方針の策定の◆提案◆)

#### 第五条の二

特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを◆提案◆することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による◆提案◆を受けた公共施設等の管理者等は、当該◆提案◆について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

(技術◆提案◆)

#### 第七条の三

公共施設等の管理者等は、第七条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての◆提案◆（以下この条において「技術◆提案◆」という。）を求めよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術◆提案◆がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

3 技術◆提案◆については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

[●リストへ戻る](#)

## 都市計画法

(昭和四十三年六月十五日法律第百号)

最終改正年月日:平成二三年一二月一四日法律第一二四号

(都市計画の決定等の◆提案◆)

#### 第二十一条の二

都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを◆提案◆することができる。この場合においては、当該◆提案◆に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更を

することを◆提案◆することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による◆提案◆（以下「計画◆提案◆」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限り。）を得ていること。

（計画◆提案◆に対する都道府県又は市町村の判断等）

#### 第二十一条の三

都道府県又は市町村は、計画◆提案◆が行われたときは、遅滞なく、計画◆提案◆を踏まえた都市計画（計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画◆提案◆を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

#### 第二十一条の四

都道府県又は市町村は、計画◆提案◆を踏まえた都市計画（当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合において、第十八条第一項又は第十九条第一項（これらの規定を第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）

#### 第二十一条の五

都道府県又は市町村は、計画◆提案◆を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画◆提案◆をした者に通知しなければならない。

2 都道府県又は市町村は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画◆提案◆に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

[●リストへ戻る](#)

## 港湾法

（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）

最終改正年月日：平成二四年三月三十一日法律第一五号

（港湾計画の変更の◆提案◆）

#### 第三条の四

第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者は当該指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に対して、同条第六項の規定による指定を受けた者はその指定をした港湾管理者に対して、それぞれ港湾計画を変更することを◆提案◆することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該◆提案◆に係る港湾計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による◆提案◆を受けた港湾管理者は、当該◆提案◆に基づき港湾計画を変更するか否かについて、遅滞なく、当該◆提案◆をした者に通知しなければならない。この場合において、港湾計画を変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(港湾運営会社の指定)

第四十三条の十一

国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められる株式会社を、その申請により、国際戦略港湾ごとに一を限って、当該国際戦略港湾における埠頭群（同一の港湾における二以上の埠頭（これを構成する係留施設及び当該係留施設に附帯する荷さばき地その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設が国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産からなるもののうち、その用途及び配置に応じて国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）の総体をいう。以下同じ。）を運営する者として指定することができる。

一 埠頭群の運営の事業の内容が当該国際戦略港湾の港湾計画に適合するものであること。

[●リストへ戻る](#)